

生涯を通じた妊娠・出産支援体制強化事業業務委託に係る 企画提案募集要項

本業務は、希望する誰しものが安心して妊娠・出産ができるようライフステージに応じた切れ目のない健康支援体制強化を図るために、妊娠・出産・不妊等に関するSNS等のオンライン相談、不妊等に関するセミナーの実施、グリーフケアマニュアルの作成、グリーフケア相談員研修の業務について、提案を求めるものである。

1 委託業務の名称

生涯を通じた妊娠・出産支援体制強化事業業務委託

2 委託業務の仕様等

別紙「生涯を通じた妊娠・出産支援体制強化事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

契約日から令和6年3月31日（金）まで

4 委託料上限額

金3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員で

ないこと。

- (7) 本件業務に類する業務の経験や専門知識を有していること。
- (8) 本件業務の実施が可能な体制・環境が整えられていること。
- (9) 過去5年以内に妊娠・出産・不妊等の相談支援及びセミナーの開催等に関する事業の実施実績を有し、本件業務を適切に履行できる者であること。

6 応募手続等

(1) 事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館5階
山梨県子育て支援局子育て政策課
電話 055-223-1425
電子メール kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案への参加申込

ア 提出期限：令和5年7月24日（月）午後5時（必着）

提出は山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出先：事務局

ウ 提出方法：持参又は郵送とする。

エ 提出書類：・参加申込書（様式1）

- ・物品等競争入札参加資格審査結果通知書

- ※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第64号）により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。

- ・会社概要等整理票（様式2）

- ・会社概要が把握可能な書類（定款、会社パンフレットなど）

- ・誓約書（様式3）

- ・業務実績証明書（様式4）

- ・実施体制表（様式5）

オ その他：郵送により参加申込書を提出する場合は、その旨を事務局へ連絡すること。

(3) 参加資格審査結果の通知

ア 参加資格確認の結果通知は、令和5年7月27日（木）までに郵送及びFAXにより通知する。

イ 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和5年7月28日（金）までに、知事宛の書面（任意様式）を6（1）に示す提出先に郵送にて提出するものとする。

(4) 企画提案に係る質問

ア 受付期限：令和5年7月24日（月）午後1時（必着）

イ 提出先：事務局

ウ 提出方法：電子メールとする。件名を「生涯を通じた妊娠・出産支援体制強化事業業務委託に係る質問」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。

エ 提出書類：質問書 様式（6）

オ その他：質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し電子メールにて行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対してのみメール等により回答することがある。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和5年8月3日（木）午後5時（必着）

提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出書類：企画提案書（鑑文は、様式8を使用すること。鑑文以外の様式は任意）

ウ 提出先：事務局

エ 提出方法：持参又は郵送とする。

オ 提案数：1者1案とする。

カ 提出部数：7部 正本1部、副本6部

キ その他：「仕様書」を確認の上、企画提案書作成要領に沿って、企画書を作成すること。

7 企画提案等の審査

プレゼンテーションは実施せず、生涯を通じた妊娠・出産支援体制強化事業業務委託に係る企画提案審査会において、提案のあった企画書を書面にて比較検討し、最も優れた企画提案を提出した事業者を最優秀提案者として決定する。

(1) 日程 令和5年8月10日（木）

(2) 審査方法 書面審査

8 審査基準

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、別紙「生涯を通じた妊娠・出産支援体制強化事業業務委託企画提案審査基準」のとおりとし、評価の得点が最も高い者を最優秀提案者とする。

9 審査結果の通知

審査結果については、全ての企画提案者へ書面により通知するものとする。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

10 契約の締結等

- (1) 審査により最優秀提案者として決定された者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。契約交渉の際、企画提案書の内容を踏まえ仕様書を変更するものとし、合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。
- (2) 優先交渉権者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と交渉を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約保証金は免除する。

11 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- (3) 同一人が二件以上の企画提案をしたとき
- (4) 企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- (5) 見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- (6) 見積額が委託料上限額を上回っている場合
- (7) その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

12 その他

- (1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に関する説明会は開催しない。
- (3) 提出書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではない
- (4) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (5) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (6) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届出書 様式7 企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

生涯を通じた妊娠・出産支援体制強化業務委託 企画提案審査基準

- 各項目の得点(審査委員の評価点に係数を乗じて算出する)を合計したものを審査点(100点満点)とする。
- 各審査委員の審査点を合計して総合点を算出し、得点の多い順に委託候補者として選定する。
- 同じ点の企画提案応募者がある場合は、審査委員の多数決により順位を決定するが、次に該当する企画提案応募者は順位にかかわらず委託候補者としなない。
・審査委員の2名以上が審査点を40点未満とした場合。

審査項目	詳細	配点		得点
		評価点	係数	
事業の理解度	○提案内容 事業の目的や仕様書の内容を理解した提案内容となっているか。	5	1	5.0
理念	○考え方・理念 妊娠・出産・不妊等に悩む方への支援にあたり、基本的な考え方や理念はどうか。	5	1	5.0
事業の 的 確 さ ・ 実 現 性	○実施方法の具体性 仕様書のテーマに沿った相談支援・セミナー・研修等についての実施方法が具体的に記載されているか。相談者や参加者のニーズを踏まえた柔軟な対応が可能か。	5	3	15.0
	○設備・システム SNS等オンライン相談業務を行う設備、システム等は適切に確保されているか。	5	3	15.0
	○周知方法 事業の周知方法は効果的か	5	2	10.0
	○相談員の能力 相談員は妊娠・出産・不妊等の相談支援に精通し、かつ適格な認識や豊富な知識を有しているか。また、相談員の資質向上の取組が十分されているか。	5	2	10.0
実績	○類似事業の実績 同種業務の受託実績があり、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	5	2	10.0
実施体制	○組織体制及び人員 事業実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制か。	5	1	5.0
	○情報管理 情報管理に関して、個人情報保護や情報漏洩に対する対策等、組織として適切な取組がとられているか。	5	1	5.0
その他提案 アピール	○その他提案アピール 事業全体を通じて、仕様書に記載されている内容以外に有益な提案がなされているか。	5	2	10.0
見積内容	○必要な事業経費が適正に見積もられているか。	5	2	10.0
合計				100.0